

知っておきたい! 健保のコト

療養の給付とは

健康保険の被保険者が業務以外の事由で病気 やけがをしたときは、健康保険で治療を受けることが できます。これを療養の給付といいます。一方、傷病 手当金や出産手当金など金銭で受け取るのを現金 給付といいます。

療養の給付の範囲は診察を伴う(1)薬剤または治 療材料の支給、(2)処置・手術その他の治療、(3)在 宅で療養する上での管理・看護、(4)病院・診療所へ の入院、その療養のための看護――です。ひと言でい えば、健康保険証で受けられる治療等を指します。

旅先等で具合が悪くなって医療機関を健康保険証 なしで受診した経験はありますか?この場合、一旦医療 機関の窓口で全額を支払い、後で保険者に申請し、 保険者から自己負担分を除いた額が現金で支給され ますが、これを療養費といいます。

さて、療養の給付については、該当しないものがあ ります。すなわち健康保険証が使えないケースです。 例えば①業務上の傷病(労災保険の給付対象となり ます)、②単なる美容上の整形手術、③人間ドックなど 健康診断・予防接種、④差額ベッド、⑤正常妊娠・出 産(今後、保険適用に向けて検討が行われる予定で **す**)――などです。

詳細は、健保組合のHPなどでご確認ください。

「骨太の方針2023」を閣議 (担増は十分な議

議論を行っている「こども未来戦略会議」(議 れる公費・社会保険負担軽減の効果を活用し 底した歳出改革等を行い、それらによって得ら プラン」として、できる限り前倒し実施すると の経済的負担の軽減」といった施策を「加速化 期間とし、その間に「児童手当の拡充」「出産等 ながら、実質的に追加負担を生じさせないこと について増税は行わないとしつつ、28年までに徹 しています。3兆円台半ばを見込む財源の確保 「こども未来戦略方針」を取りまとめました。 長・岸田文雄首相)は6月13日の第6回会合で、 方針では、2024~26年を集中取り組み

の健保組合の財政が非常に厳しい状況にある 結論を出す、としています。少子化対策が重要 「仮称)」を構築し、その詳細については年末に 今後、社会保険制度を活用した「支援金制度 を目指す、との考え方が示されました。

「次元の異なる少子化対策」の内容や財源の

ては、譲選 る保 期集 は 国 あれ であ 出達政金し た。その大きな要因は新型コロナの影響等によ 憶円 ば、健保組合等の事業主や加入者、さらに の赤字となる見込みが明らかになりまし 成時まで先送りされました。どのような形 まれ、安定財源確保の具体策は年末の予 の指針となる「骨太の方針2023」を閣 が約10%急増したことによるものです。 始めたことによる後期高齢者医療への拠 険給付費の増と、団塊の世代が75歳に到 経常収支差引額は、過去最大の5623 計の結果を公表しましたが、健保組合全 民全体の理 定しました。注目の「加速化プラン」につい 府は6月16日 「こども未来戦略方針」に沿った内容が盛 社会保険料を通じて負担を求めるので が得られるよう、十分な議 国の予算編成や経済財政

も事実です。

保連はこのほど、23年度健保 組合予

!係者への丁寧な説明が求められます。